

竹原市民生都市建設委員会

平成30年9月6日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第62号 平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第63号 平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第64号 平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第65号 竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第67号 平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 平成30年7月豪雨災害に係る被害状況と対応について
- 2 閉会中継続審査（調査）について

(平成30年9月6日)

出席委員

氏 名	出 欠
宮 原 忠 行	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
今 田 佳 男	出 席
高 重 洋 介	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
井 上 美 津 子
道 法 知 江

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
市 民 課 長	森 重 美 紀
まちづくり推進課長	堀 信 正 純
人 権 推 進 室 長	堀 川 ち は る
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	西 吉 八 起
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時51分 開会

委員長（宮原忠行君） それでは、皆さんおはようございます。先の第2回定例会、病気療養ということで休ませていただいて、大変御心配と御面倒をおかけしました。特に副委員長には副委員長として委員会を取り仕切っていただいて、大変御苦勞をおかけいたしました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日の付託案件でありますけれども、ある意味定例のものが多いので、できれば7月豪雨、これの報告と今後の見通し等について、しっかりした報告を受け、質疑を深めていきたいと思えます。

それでは、座って進めさせていただきます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしく願いいたします。

議事の進行ですが、付託案件の審査を2回に分け、第1回目は詳細にわたる一問一答による質疑、その後、委員による自由討議を行います。第2回目は、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別討論、個別表決と考えております。

なお、本日は平成30年7月豪雨災害による被害を受けて以降初めての委員会です。竹原市始まって以来の最大規模の被害を受け、一刻も早い市民生活の復旧、復興が望まれている中、当委員会としても被害状況の把握と今後の見通しについて把握しておく必要があることから、本日の付託議案の審議終了後、執行部から詳細な報告を受けることとしております。したがって、速やかな付託議案の審議について、委員各位の御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承いただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、そのように進めさせていただきたいと思えます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれまして、御多用の中この委員会のためにお集まりいただきありがとうございます。

本日は、先ほど委員長からございましたように、議案第62号から第64号の特別会計関係の補正予算、また第65号の災害関連の条例改正、第67号につきましては特別会計の補正予算となります。どうか慎重な審議のほどをよろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて構いませんので、よろしく願いをいたします。

議案第62号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第62号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、事業運営の県単位化に伴うシステム改修のための経費と療養給付費等の精算に伴い、国庫負担金等を返還するために必要となる経費を歳出予算に計上するものです。

内容につきまして、2ページから4ページにより御説明いたします。

まず、歳出について御説明します。

2の歳出をごらんください。

（1）の事務用備品につきましては、平成30年度療養給付費等負担金システム及び財政調整交付金システムの改修に伴い、ソフト購入費27万円を予算計上するものです。この改修の内容は、国民健康保険制度の県単位化に伴い、国保事業報告システムの改修を行うものでございます。

次のページをお開きください。

(2) の過年度返還金の療養給付費等負担金分につきましては、平成29年度療養給付費等負担金について、事業精算に伴い返還金が見込みを上回ったため、返還金374万6,000円を増額するものです。

(3) の過年度返還金の療養給付費等交付金につきましては、平成29年度退職者医療に係る療養給付費等交付金について、事業精算に伴い返還金が不用となったため、返還金256万5,000円を減額するものです。

(4) の過年度返還金(特定健康診査・保健指導負担金)分につきましては、平成29年度特定健康診査・保健指導負担金の国庫、県費について、事業精算に伴い返還金が見込みを下回ったため、2万1,000円を減額するものです。

次に、歳入について御説明します。

2ページにお戻りください。

(1) の特別調整交付金につきましては、システム改修費用の財源として、県特別調整交付金27万円を増額するものです。

(2) の前年度繰越金につきましては、歳入調整のため、116万円を増額するものです。

国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については以上です。

委員長(宮原忠行君) ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(宮原忠行君) それでは、ないようでございますので、次に参ります。

議案第63号平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長(塚原一俊君) それでは、平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、その内容を御説明いたします。

福祉部の補足説明資料で御説明させていただきます。

今回の介護保険特別会計補正予算につきましては、平成29年度において概算交付され

た国庫支出金等を返還するための予算等を計上する内容となっております。

補足説明資料の1ページで御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

上の段になりますけれども、繰越金におきまして前年度繰越金2,028万4,000円を追加するものであります。

中段以降になりますが、歳出について御説明いたします。1つ目の基金積立金につきましては、後ほど説明させていただきます。

下の段の諸支出金でございます。

諸支出金におきましては、償還金利子及び割引料、過年度返還金2,183万9,000円を追加するものであります。返還金の補正につきましては、平成29年度中に実施した各種事業に対して国や県等から概算交付された補助金や負担金等について精算を行った結果、返還が必要になったことから、2,183万9,000円を追加するものであります。

それでは、中段に戻ります。

基金積立金でございますが、ここで基金積立金、介護給付費準備基金積立金155万5,000円を減額するものであります。

歳入歳出で御説明いたしましたが、特別会計予算の補正に当たりまして、歳入歳出の均衡を図るためのものでございます。こちらで155万5,000円を減額することにより、収支の均衡を図っております。

以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,028万4,000円を追加する内容となっております。

平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでありますので、次に参りたいと思います。

議案第64号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題と

します。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第64号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明します。

市民生活部の議案等補足説明資料5ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療システムの改修のための経費を歳出予算に計上するものです。

内容につきまして御説明いたします。

6ページの2、歳出、（1）のシステム改修委託料をごらんください。

保険料軽減特例の見直しに伴い、後期高齢者医療システムの改修を行うため、216万円を予算計上するものです。財源としまして歳入に高齢者医療制度円滑運営事業費補助金216万円を追加計上しております。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については以上です。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

松本委員。簡潔にお願いいたします。

委員（松本 進君） 保険料特例の見直しという分で、この予算はシステムの改修ということなのですが、現在の時点で、この軽減の見直しに伴う影響といたしますか、対象者数とかそのプラス・マイナスの影響額をどのように把握されているかを教えていただければと思います。

委員長（宮原忠行君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 申しわけありませんが、額については詳細に出しておりません。内容につきましては、被扶養者の均等割額の9割軽減が段階的に見直されたもので、今回の改修につきましては、平成31年度以降の算定に当たって資格取得後2年を経過する月までの間均等割額を5割軽減することとするものと、平成26年度から毎年段階的に対象者を拡大しております2割軽減、5割軽減の判定基準の見直しについての改修も含まれております。対象者数はかなり増えていると認識しております。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、次に参りたいと思えます。

議案第65号竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第65号竹原市重度障害者医療費支給条例及び竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。

提案の要旨でございます。本案は、災害を受けるなど特別な事情、住家の全壊、半壊、全焼、半焼、またはこれに準ずる被災があると市長が認めたものについて、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の受給資格者認定の際の所得要件を撤廃するものでございます。

改正の内容でございますが、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の受給資格者の認定につきましては、一定の所得の範囲内であることを要件といたしております。災害を受けるなど特別な事情があると市長が認めたものについては、受給資格の判定に当たり所得要件を撤廃するというものでございます。

施行期日等は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。根拠法令は地方自治法第14条でございます。

説明は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1点だけお尋ねしておきたいと思えます。

今回この提案というのは、災害を受ける特別な事情の人でこの所得要件を撤廃するというものですから、実際わかれば教えてほしいのは、現在の重度障害者医療の対象者と、今回の豪雨なら豪雨の分で被災された方、そこらが何人ぐらいおられるのかなというのが把握があれば教えてほしいのと。

1つ気になるのは、この分は多分申請主義だったと思うのですが、これを周知徹底しないと、災害に遭われた方もばたばたいろいろ復興なんかで手がとられたりして、この申請が遅れるとか忘れるとか、そういうのがあったら困るので、そこらの周知徹底が要るのではないのかと思うのですが、その2点をお尋ねしておきたい。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それではまず、重度医療の方から御説明いたします。

まず、1点目の御質問、対象人数等ですが、これはほぼ数名程度だと考えております。調査をした結果、そういうことの見込みを立てております。また、周知の方法ですが、これは御指摘いただいたとおり、御決定いただいた際には様々な方法で周知し、漏れのないように対応していきたいと考えております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） ひとり親家庭等医療費の件でございます。

先ほど重度障害の方でもございましたように、人数につきましては数名程度というふうなことで考えております。それと、周知徹底の方なのですが、一応この災害ということが、全壊、半壊、全焼、半焼という形になっておりますので、被災証明等とられておりますので、そこらは漏れのないように周知を徹底していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確認したいのですが、この制度というのは申請主義、本人から申請するという原則だったと思うのですね。ですから、私がさっき言ったのは、いろんな余分な心配かもしれないけれども、災害復旧なんかでいろいろ手をとられたりして大変な状況にあるという場合には、その申請を本当はしなくてはいけないのだけれども、そういった手続を忘れてりとかなかなか困難だったりということのために、例えば数名でしたら申請主義だけでも、こういった通知というか、こういう制度がありますよというぐらいの分は改めて徹底するというか、そこらは改めてやらないと、さっき言った災害の分ではな

かなか忘れてたり困難だったりということがあるので、あえて聞いておきたいなど、必要ではないのかなということですか。どうでしょうか。

委員長（宮原忠行君） 両課にまたがるので、福祉部長の方でまとめて答弁をお願いします。それでもって終結いたしますから。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 周知徹底でございますけども、先ほど課長の方も申し上げましたように、罹災証明等で把握をしながら、数名ということですので、漏れのないように周知徹底をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでありますので、次に参りたいと思います。

議案第67号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第67号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

建設部の議案等補足説明資料の2ページをお開きください。

今回の補正予算についてでございますが、先の7月豪雨災害に伴います災害関連復旧事業の一環として補正予算を計上しております。

まず、歳出から説明させていただきます。

需用費についてでございますが、中央第2雨水排水ポンプ場について、燃料費につきましては当初予算額32万8,000円から33万円増額補正し、65万8,000円に、沈砂池の浚渫の追加により修繕料といたしまして、当初予算額1,570万円から104万5,000円増額補正し、1,674万5,000円として計上しております。

次に、竹原浄化センター内の施設内における機器の故障に伴います工事請負費の増額補正として410万4,000円を計上しており、合計547万9,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

引き続き、資料の1ページをごらんください。

同歳出に伴う財源として、一般会計繰入金を当初予算額3億2,722万1,000円から447万9,000円増額し、3億3,170万円に、また公営企業災害復旧事業債といたしまして100万円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでございますので、以上をもって付託案件についての質疑を終結させていただきたいと思っております。

それでは、冒頭に申し上げましたとおり、平成30年7月豪雨災害による被害状況とその対応について各担当部から報告を受けてまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

では休憩をさせていただきます、席の配置替えをいたしますので。

午前10時12分 休憩

午前10時16分 再開

委員長（宮原忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、市民生活部より報告を求めます。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） それでは、さきの豪雨災害に伴います市民生活部におけます災害の対応等御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、順次報告いたします。

委員長（宮原忠行君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 平成30年7月豪雨における災害対応等について御報告をさせていただきます。

資料の1ページの方をお開きください。

初めに、宅地内土砂撤去事業についてでございます。

制度概要は、宅地内に流入した土砂等について、早期に生活の再建を図ることや二次災害防止の観点から、人力では撤去が困難なものについて機械で撤去できる範囲を市で撤去するものでございます。

事業に係る相談件数につきましては、8月24日時点で166件となっており、昨日時点におきましては183件となっております。

費用の概算につきましては、全壊、半壊家屋の撤去の事業費として1億4,568万円、宅地内土砂等の撤去として2億3,850万円、合計で3億8,418万円を見込んでいるものでございます。

また、この事業には環境省事業と国土交通省事業の2つがございまして、環境省事業では災害等廃棄物処理事業、全半壊家屋の撤去が該当いたしまして、国交省事業におきましては堆積土砂排除事業、宅地内土砂等の撤去が該当いたすものでございます。

環境省事業では、仮に事業費を1,000万円としますと、50%の500万円が国庫補助され、残り500万円の95%が特別交付税措置されますから、市の負担額は25万円となります。

国土交通省事業では、同様に事業費を1,000万円と仮定しますと、国庫補助が70%である700万円が国庫補助され、残り30%の95%が特別交付税措置されることから、市負担額は15万円というふうになります。

続きまして、2ページの方をお開きください。

2点目の災害廃棄物の対応状況について御報告いたします。

7月11日から浄化センターを災害廃棄物の仮置き場とし、災害廃棄物の受け入れを開始し、8月10日まで受け入れを行いました。その後は、可燃物においては吉名の環境センター、不燃物については安芸津の最終処分場において、指定袋以外においても災害廃棄物は受け入れをしている状況となっております。

今後のスケジュールについてでございますけれども、広島県の平成30年7月豪雨災害における災害廃棄物処理に係る基本方針をもとに、本市の災害廃棄物処理実行計画を9月中に作成いたしまして、仮置き場から順次災害廃棄物を搬出していきたいというふうに考えております。また、現時点ではございますけれども、初めに可燃物を搬出し、12月から不燃物の分別及び搬出をしていきたいというふうに考えております。計画では31年9月を目途に災害廃棄物の処分を完了することとしておりますけれども、できるだけ早い時期での処分になるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

3ページにつきましては、市民生活部の7月豪雨災害に係る専決処分予算を記載しているというものでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、以上の報告をもとに質疑をしていただきたいと思います。

質疑のある方は、順次挙手をお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと確認だけさせてもらって。

1つは、この土砂災害の分で、今日改めて説明がありました。端的に言えば、これだけ被害があつて、国交省、環境省の公的補助がこんな高い補助があるのは余り私も見たことないぐらいという、そこまで国も支援するといえますか。そういう中で、宅地内の土砂撤去というのはこの間一括質疑でもやりましたけれども、そこは市が支援しないというか、宅地内の分は自分でそこ出さないと、出したらそこからは民地の分でも宅地内でも撤去しますよという解釈で、要するに機械が入れない、人力撤去困難なものというのですか、ここはなかなか市が積極的にやらないという面では大変残念だし、誰が考えても、例えばこの1,000万円の環境省の事業で2.5%の市の負担しかない。あとはこの国交省の分でも1.5%の補助、そこまで国が配慮しているのに、私は何でやらないのかなと。そしてあとは、さきに事業費でやった人なども事後精算できるということもわざわざしているわけですね。つけ加えておけば、例えば床なんかのフローリングがあるところなどをどうするかと。そこなどは剥ぐ費用とか、あとまた戻す費用なども含めて補助をするということまでになっているわけですね。ですから、そこまで丁寧に細かい指導をやっているのに、何であと市はやらないのかなということは大変残念だし、これ1回質疑でやらないという答弁をもらっているから、指摘しかできないのかもしれないけれども、是非今からでもいいから考えてもらいたいということで、部長の答弁があればお願いしたいということだけにしておきます。

委員長（宮原忠行君） まちづくり推進課長、的確な答弁をお願いいたします。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 本市では、早期の生活再建や二次災害の観点から、人力では撤去が困難なものに限り、私有地の宅地内であっても市が撤去することとしております。家屋内や床下等での土砂撤去については、国では補助対象になるということでございますけれども、機械を使つての土砂撤去につきましては現状では難しいこと、また他

市町では対象外としていることから、機械で撤去できる範囲を対象としているものでございます。しかしながら、竹原市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの協力を得て、家屋内や床下等からかき出した土砂については市において撤去することとしているというものでございます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） はい、簡潔にお願いいたします。松本委員

委員（松本 進君） もう一回言うと、確かにボランティアというのは大変ありがたいと思うのですが、私は本来行政が、さっき言ったフローリングの例は細かく紹介したのだけでも、国が屋内の本当に難しい床下なんかの土砂の撤去などをここまで支援するというのは、私は初めてと言ったら異論があるかもしれないけど、それは広島の土砂災害の教訓とか、いろんなここへ生かされて今回こういう国が対応してくれているということで、先ほど財政的な負担もあったし、国の支援もあったし、竹原市ではこれだけしかないという面では、私は誰が考えても財政的にこれだけ負担だからやらないよということにはならないと思うのですね。ですから、ボランティアの分は、確かに行政が対応してその不自由なところはボランティアでやってもらうというのは大変ありがたい、本当に素晴らしいことなのですが、まずはじめからできる場所も市がやらないということでは問題があるということだけは繰り返し指摘しておきたいと。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 私見を述べるのが正しいかどうかわかりませんが、私も全部を回ったわけではありませんけれども、現実問題としてまだ道路に堆積した土石等もそのままの状態のところもいろいろあります。それから、犠牲者を出しました東野町の賀茂神社のところは、先般金曜日の16時からのゲリラ豪雨といいますか、おそらく40分余りだろうと思いますけれども、せっかく道路等へ堆積した流出したものを処理したものが、たった三、四十分の集中豪雨によってまた再び道路やその下にある宅地等に流出をして、大変なパニックを起こしたような状況もあります。そして、水道管についてもまだ仮復旧の状況であります。とにかく猫の手をかりても足りない状況の中で、例えば床下等の流出土を搬出するような人を確保するというのは、業者において現実問題として非常に困難な状況にあるのだらうと思います。

そうしたことも踏まえながら、是非とも議論を進めていただきたい。是非松本委員さんにも、そうした現場の実態というものも、大変御苦労なさっておられる、私も行きまし

て、申しわけありません、力になれなくてとおわびをする以外ありませんでしたけれども、かえって気にかけていただいてありがとうございますというお礼の言葉をいただきました。そうした実態を是非踏まえて、真摯な議論をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようでしたら、順次報告を求めてまいりたいと思います。

市民生活部は終わりよね。

それでは、福祉部と交代してください。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

続いて、福祉部より報告を求めます。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） では続きまして、福祉部の方から報告させていただきます。

福祉部の方からは、地域支え合いセンターの取組と……。

委員長（宮原忠行君） 座っていていいよ。

福祉部長（久重雅昭君） あと、見舞金の関係と、あと義援金の状況について報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 平成30年7月豪雨に伴う災害対応補正、福祉部について報告をいたします。

1ページをお開きください。

竹原市支え合いセンターの新設についてでございます。

豪雨災害被災者の孤立死や自殺の発生防止、並びに早期の生活再建を支援するため、見守り支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進、専門的な心のケアなど、被災者に対する支援を一体的に提供する体制の構築を図るものでございます。

補正額でございますが、911万1,000円、県費10分の10でございます。

内訳でございますが、事業の委託料が784万9,000円、ほぼ委託料となっております。ほかに、消耗品費、燃料費、印刷製本費、事務用備品等を組んでおります。

実施方法につきましては、社会福祉協議会に委託予定としております。

実施内容でございますが、現況等の調査及び支援計画の作成、これは戸別訪問により生活状況や健康状態等を把握する、また様々な問題を抱える被災者のそれぞれの状況に応じた個別支援計画の作成を行っていくと。それと、見守り巡回訪問としましては、相談員等により巡回訪問で見守り、安否確認を実施してまいります。それと、相談受付、専門機関等へのつなぎといたしまして、生活再建支援の総合窓口として被災者の問題や困り事等に対応し、生活健康上の課題など適切な支援先へつなぐとともに、関係情報を提供してまいります。関係機関等の連携といたしましては、地域ごとの連携会議の設置など、専門機関や自治組織、NPO団体と関係団体のネットワークの中心となり、日常的に情報交換や連絡調整を実施してまいるといふことでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

竹原市災害見舞金等支給要綱の一部改正についてでございます。

平成30年7月豪雨災害によりまして、各市町において被災者に対して災害見舞金を支給しております。本市におきましては、現行の災害見舞金等支給要綱では、災害救助法等が適用された場合、災害見舞金が支給できない規定となっております。このたびの災害を機に、現行要綱を改め、他市町と同様に災害見舞金を支給するとともに、支給金額についても見直しをするものでございます。

趣旨の変更につきましては、災害救助法または、災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けるに至らないを削除いたしまして、災害見舞金を支給できる規定にしております。

支給額の変更につきましては、住家が全壊、全焼または流失した時、1世帯につき3万円を5万円に、住家が半壊または半焼した時、1世帯につき1万5,000円を2万円に、市民が災害により死亡した場合、1人につき5万円を10万円、ただし災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金が支給される場合はこの要綱による災害弔慰金を支給しないという変更でございます。これは、県の見舞金と同様としております。

補正額は、1,054万円でございます。

対象見込み数は、450世帯を見込んでおります。

それと、7ページをお開きください。

専決処分予算（第2号補正）についてでございます。

民生費、災害救助費、災害救助費の中の需用費、消耗品費の内容でございます。床上・床下用消毒液55万8,000円、これは国の3分の1、県の3分の1の補助でございます。避難所用消毒液、ゼッケン、クリアファイル20万6,000円、これは救助法により県10分の10の補助でございます。

扶助費の内容でございます。災害弔慰金といたしまして1,250万円、これは国2分の1、県4分の1でございます。死亡者が4件、1,250万円、支給率は100%、8月28日に支払い済みでございます。災害障害見舞金として250万円、国が2分の1、県が4分の1でございます。全壊が16件、480万円、支給率が71%、大規模半壊22件、220万円、支給率61%、半壊196件、1,960万円、支給率が77%でございます。8月9日より順次支払いを開始しております。

貸付金の内容でございますが、災害援護資金2億2,880万円、これは県の10分の10でございます。対象者2名、現在決済中でございます。

それと、専決分ではございませんが、情報提供としまして、広島県の義援金についてでございます。市の配分委員会を8月10日に設置いたしました。委員は6名で構成でございます。被災プラス死亡が4件、35万円、支給率100%、被災プラス負傷、これはまだゼロ件でございます。被災264件、1,320万円、支給率は70.5%という形になっております。

それと、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の需用費、修繕料の内容でございます。これは、東野保育所の修繕180万円を計上しております。国4分の3の補助でございます。

東野保育所の再開に向けましては、職員による応急復旧として、清掃、消毒のほか災害ごみの処理を7月9日から7月19日に、保育室、乳児室、職員室を行っております。厨房の殺菌、消毒として、7月26日、専門業者による消毒を行っております。空調取り替え工事として、8月2日に工事を行っております。床の張り替え工事といたしましては、8月6日から9日、遊戯室、保育室、乳児室を行っております。また、各児童でございますが、この間、中通、竹西、吉名で希望の保育所で預かりを行っております。保育所再開は、8月15日から再開をいたしております。

報告は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

以上の報告について質疑を進めてまいりたいと思います。

質疑のある方は、挙手の上お願いをいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 町並み地区はくみ取りが多いですね。ほとんど合併槽も入れているところは非常に少ないだろうと思うのですが、消毒液を配布されたのだと思いますが、そういう面についての何か病状のようなものの発生はなかったかどうか。

委員長（宮原忠行君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 消毒液につきましては、今回専決処分の補正予算にございますように、床上、床下用が1点と、それから避難所用、感染症、こういった予防の2種類の消毒は用意させていただきました。今御指摘いただきました町並み保存地区でございますけれども、発災以来自治会長さんを中心にそれぞれの地域をまとめてとりに来られました。その中で、町並み保存地区もあったと記憶いたしております。そちらの方でやっていただいたのですが、乾いてからやらなければならないであるとか、いろんなところがありましたもので、そこら周知もかなり要ったのですけれども、ここらを気をつけながら、今後有効的に使っていただけるように周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） それでは、ないようでございますので、交代またお願いします。

そして、もう退席していただいて構いませんから。

速やかに移動をお願いします。

それでは、建設部より報告を求めたいと思います。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） 委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、引き続き大変御苦労さんです。

建設部の方からこのたびの災害状況について、建設課それから都市整備課の方から、おのおの課長の方から報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、建設部の委員会資料1ページをお開きください。

竹原市内では、7月の豪雨によりまして雨量が24時間で300ミリに達するなど、市内各地で記録的な豪雨に襲われまして、道路、河川など甚大な被害が発生し、災害発生後、国や県、市内の建設業者など関係機関と協力しながら、人命救助を最優先に道路、河川の土砂の撤去など応急復旧を実施するとともに、農地、農業用施設の被害調査を行ってきたところでありまして、被災の状況と今後の復旧に向けての取組について御説明をさせていただきます。

まず、今回の雨量の状況でございますが、異常な天然現象は24時間雨量が80ミリ以上、1時間20ミリ以上を超えると災害が起こる可能性がある基準とされておりまして、2年前の平成28年6月の災害では、24時間最大134ミリを記録し、北部地域を中心に災害が発生しておりますが、今回の雨量は市内各地で24時間300ミリを超え、仁賀ダムの観測所におきましては1時間最大58ミリを記録し、その他の地域におきましてもいずれも基準を大きく上回る雨量となっており、市内全域で甚大な被害が発生しております。

3の被災の状況でございますが、竹原市内の主な被災箇所としましては、道路につきまして国道2号線の寸断、国道185号線では的場地区におきまして土石流が国道185号を越えて的場公園にまで大量の土砂や流木が流れ込むなど大災害となり、1名の方がお亡くなりになっております。また、県が管理する国道432号では、小早川神社の東側の山腹が崩壊、新庄地区では葛子川が氾濫によって道路が寸断され、その他県道の各所で土砂崩れが発生し、通行止めをし、土砂の撤去、流木の除去作業など応急復旧を実施してきたところがございます。河川につきましては、二級河川の賀茂川、本川の氾濫によって護岸が各所で崩壊するなど、被害が発生をしております。

2年前の平成28年の災害では、公共土木の補助災害が21件、農地災害が5件の被災を受けた実績を持っておりますが、このたびの災害では、市が管理する道路、河川の公共土木の60万円以上が対象の補助災害が121カ所、単小災が100カ所、公園につきましてはバンブー公園と的場公園が被災をしまして、農地及び農業用施設の40万円以上の補助災害が113カ所、小災害が80カ所となっており、補助災害が合計で235カ所、単小災が182カ所に上っており、このほかにも修繕が必要な箇所が多数確認されており、今回の災害が被災箇所、規模的にも過去に経験をしたことのない甚大な被害をもたらしております。

資料の2ページをお開きください。

次に、公共土木施設の災害復旧事業についてであります。県道、二級河川の賀茂川、本川や砂防河川の護岸の復旧については県が復旧事業を行うこととしており、市道、普通河川、砂防河川に堆積した土砂の撤去については市が対応してきております。

②の農地・農業用施設の災害復旧事業につきましては、平成28年6月に発生した災害を例といたしまして、国の補助につきましては、農地が激甚災害に指定されたことによりまして、78.3%が91.4%に、施設が89.5%が95.9%にかさ上げをされまして、分担金につきましては、農地が通常の場合25%が激甚に指定されたことによりまして4.3%、施設が5%が0.6%に引き下げされております。

次に、4の山地災害の被災状況でございますが、災害発生直後から市の職員により現地の調査を実施しており、8月24日現在で、土石流が59カ所、崖崩れが85カ所、合計で144カ所において現地を確認しております。被災した箇所につきましては順次県に報告しており、市においては被災した土地の調査、土地所有者の確認、地元の要望などをお聞きし、速やかに事業が実施できるように準備をし、県に要望してきたところでございます。

山地の災害復旧としては、災害関連の緊急砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業などがあり、県において比較的規模が大きい箇所において事業化に向けて検討をさせていただいており、2ページの中ほどの表の土地所有者の了解が得られた東野町の賀茂神社付近、港町の的場地区、西野町の国道2号のセブンイレブン北側付近、湯坂温泉交差点付近の4カ所においては既にワイヤーセンサーを設置し、砂防事業の実施に向けて取り組んでいただいているところでございます。

また、県の急傾斜地崩壊対策事業としては、新庄町の片山谷地区が事業採択されたと伺っております。

また、市が実施する災害関連の崖崩れ対策事業については、採択要項が高さ5メートル以上、家屋が2戸以上で被害を及ぼすおそれのある箇所を調査し、市が整備することとしております。

今後の取組につきましては、道路、河川の公共土木施設については、9月からの災害査定を受け順次工事に着手し、農地災害についても同様に早期復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

3ページをお開きください。

災害復旧の工程につきましては、7月7日の災害発生後、河川、道路の土砂の撤去作業

の応急工事を行っており、現在被災箇所の現地調査、測量設計を行っており、国が実施する9月からの災害査定に向けて準備を進めているところでございます。査定後、順次工事を発注する予定にしておりますが、被災した箇所が多く規模も大きいことから、今年度を含めて3年間での復旧を計画しております。

次に、4ページをお開きください。

公共土木施設補助災害の位置図をつけさせていただいております。今回の災害は市内全域において被災を受けておまして、箇所数も多いことから、図面上の文字が小さくなっておりますが、青色の河川が45カ所、赤で表示してあります道路が76カ所、緑のバンブー公園の1カ所が補助災害の対象箇所となっております。

次に、5ページをお開きください。

農地・農業用施設補助災害の位置図でございます。北部を中心に被害が発生しており、農地が81カ所、農道や水路などの施設が32カ所となっております。

次に6ページをお開きください。

6ページには専決処分の予算書を添付させていただいております。主に人命救助のための孤立集落の解消に向けての道路上の倒木や土砂の撤去など、応急復旧の費用と災害査定を受けるための被災箇所の測量設計費用を計上させていただいております。

建設課からの報告は以上でございます。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） それでは、市営住宅の災害状況を引き続き説明、報告させていただきます。

資料の7ページをごらんください。

被災住宅の位置図になります。今回の豪雨災害において被災した市営住宅は6団地、37棟となっており、43世帯、68人が被災されました。団地としましては、この地図で左から八代谷住宅、柏・柏西住宅、上市・大王住宅、北崎住宅となっております。

内訳としましては、土砂の流入が1棟、床上浸水が29棟、床下浸水が7棟でありました。こちらの方の修繕等はほぼ完了している状況となっております。

次に、8ページ目の専決処分予算額の資料をごらんください。

主な費用といたしましては、的場公園の土砂撤去費用、被災者の受け入れのために用意した市営住宅の修繕費用、民間住宅の応急修理助成事業が主な内容となっております。

以上、平成30年7月豪雨に伴う災害状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長（宮原忠行君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

北元委員。

委員（北元 豊君） 今回被災しましたところの中に、特に砂防堰堤ということが気になる場所であります。市民の方の安全、生命を守るという観点から砂防堰堤もつくられているということも考えられます。その中で、今回で特に土石流あるいは流木がその堰堤に堆積していると思います。この管理について、今後どのような方向性を持っているのか、そこら辺を確認をさせてください。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 砂防堰堤、こちらの竹原市内には55カ所砂防堰堤がございます。そのうち今回の豪雨災害によりまして堰堤で土砂を食いとめた箇所、また堰堤があってもそれを乗り越えて下流域に土砂、流木が流出して被害が発生したところがございます。これについては、県の方へその状況を写真とその箇所とを報告をいたしまして、今後そういうことがあることによって二次災害のおそれもありますので、そうしたところの流木の撤去であるとか土砂の撤去、こういうところについては県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 北元委員。

委員（北元 豊君） 今説明を受けたのですが、特に気になっております。今後は台風も今年は特にもう何件か来るよという天気予報の報告もある中で、特に堆積している場所の状況というのは、今のようにオーバーフローしてくる可能性も大であろうかという思いがありますので、早急なる県へのお願いによりまして市民の安心・安全の確保をしていただきたい、このように思います。これは要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（宮原忠行君） よろしいですか。

委員（北元 豊君） はい。

委員長（宮原忠行君） 松本委員。

委員（松本 進君） 考え方といいますか、市民から受けた相談の分でどうなるかなという、聞きたいのですが、直接には受矢の方に行った時にあったのですけども、家があつてすぐ近く、上が民有地の畑があつたり山林があつて、その山林のところは2カ所が崩れて、その家の方からすればそういった二次災害の恐れがあつて心配されているのがあつた。そういう場合で、確かにここには今地図が農地の復旧というのが載っていないような感じがあつて、広さが余り広い畑ではないのですけども、そういう畑と山林のところは崩れているという場合、下の方の家からしたら二次災害の恐れがあるのではないのかなという心配があるのですけども、そういうことなどはどう対応すればいいのかなという相談受けたりして、その山の崩れたところをいろんな形で直していただけるのかどうかというその考え方はどうなのでしょう。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回の災害では、そうしたいろいろなケース、畑の上がずれてあるとか、また畑自体がずれて民地になっているとかという144カ所の中にはいろんなケースがございます。それについては、県の方また県の事業でできるもの、小規模であれば市の事業でできるものということで、いろんなケースがございますので、この時はということをごここで言うのは差し控えさせていただきますが、まずは現地を見させていただいて、どういうふうな工法があるのか、復旧方法があるのかというのは、現地を見させていただいた後に検討させていただきたいと思つています。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 委員長の方から。

松本委員の方は受矢の例を出されたわけよね。その事例を把握しているのかどうか、それについての答弁をお願いします。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回144カ所で全て調書を手元に持たせていただいているのですが、受矢のどの部分、どの箇所かというのを、かなり受矢についても被害が及んでおりますので、箇所が少なければすぐここでこの場所というのは把握できているのですが……。

委員長（宮原忠行君） 了解。いいです。

建設課長（大田哲也君） ということで御了承いただきたいと思つています。

委員長（宮原忠行君） いずれにしても、松本委員、個別具体的なケースで、今建設課長

が答弁をするというのは該当しない場合もありますので、そうしたことも踏まえてまた現地を確認の上、議員としての政治活動として対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

他にございませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、1つ質問させていただきます。

1 ページの中ほどの道路のところなのですが、災害当初道路が寸断され、孤立したような竹原も状況になりました。これはどうなるのかなと我々も竹原から出ることもできずにいろんな箇所を見て歩いたのですが、皆さんの努力のおかげで道路が早く仮復旧していただいたということで、ガソリンとか例えばコンビニとかでもいろんな物が足りないという状況の中、まず道路が命だなというような思いがしました。そんな中で、この表の中で県道南方竹原線、これがいまだに通行止めというふうになっております。今現在、では小梨の方はその迂回路はどこを利用されているのか。タネットでは8月の中旬ぐらい、盆過ぎには復旧するというようなことも流れていましたが、いまだに先が見えていないような状況ですが、その点について、今小梨の方はどこのルートを通して竹原の方へ来られているのか、また今後どういうふうな復興ができるのか、お尋ねをします。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちらの県道南方竹原線、当初8月下旬通行止め解除というような情報もいただいております。しかしながら、被災の状況また被害の状況が大きいことから、いまだにまだ通行止めになっているということで、これにつきましては今後県と協議いたしまして、一日も早い復旧、復興ができるように要望してまいりたいと思っております。

それと、小梨地区へのほかのルートということでございますが、ほかのルートといたしましては受矢からのルートと十八原、松橋線、こちらにつきましては、松橋については一部水路を横断した部分が通れないということで、こちらについては現在仮ではありますが復旧をさせていただいて、通れるようにはさせていただいているのですが、途中危険な箇所も何か所かございます。早急にその生活されるための道路につきましては、査定を受けた後復旧に取り組んでいきたいということで、取り組んでまいります。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 復旧というか仮復旧もされていないわけですよ、ここ全く。小梨

の方は今、楠通小梨線、市道ですよね、これを迂回路とできるというような考え方を持っておられますが、通ったことありますか。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 楠通小梨線、こちらを実際私も通らせていただいて、危険な箇所ございました。おりる時には松橋線を通った。松橋線につきましては、一部集落がございまして、そちらも長く盆前でもあって通れないということで、そちらについても仮ではありますが通行できるような形で仮復旧をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 私は受矢の下、宮原なので、受矢を通って楠通小梨線を通って小梨へ行かせてもらって、この前の土曜日も通りました。正直通れる状況ではありません、今。それはなぜかといえば、草刈りもできていないような状態ですね。道路ののり面がもう崩壊しています。乗用車はもう絶対に通れません。軽の乗用車も難しいです。軽トラとかああいうもので通れば、日中は通れます。小梨の方は今、三原に出て竹原へ来ている状況ですよね。ふだんであれば10分から15分で市役所へ来れるところを、40分から45分かけて市役所に来る。あるいは、毎日通勤でそれだけの30分以上時間をかけて通勤をされております。そこにはガソリン代もかかりますし、いろいろな諸経費もかかると思います。なぜ、この南方竹原線だけが仮復旧すらしてもらえないのか。例えば、火葬場の上側がかなりひどく崩壊しています。もしあれが火葬場の下だったらどうなのですかね。仮復旧しているのではないですかね。

私は、それは想像であるのでここで言うことではないのかもしれませんが、そんな仮復旧もしてもらえない状況の中、正直ここ二、三年かけて楠通小梨線を整理をしてもらいました。なぜなら、毎年のように災害の時に南方竹原線が崩壊して1カ月、2カ月通れなくなる。そのたびに、女性の方は三原の方を回るのですが、竹原の方におりるのに受矢、宮原を通っておられる。だけど、カーブミラーもなければガードレールもないような状況で、ここ二、三年でかなりそういう軽微なものは整備をさせていただいて、それは本当にありがたいのですが、このように仮復旧もできないような道路であれば、まず楠通小梨線をしっかりと整備をさせていただいて、小梨のどの方も通れるような道路にさせていただければ、今後災害があった時も小梨の方に御迷惑がかからないのではないかなというふうに思っています。

それと、一番私が危惧しているのは、緊急車両、例えば火事、救急車、今これどういうふうな状況で、どこを通過して行けるか。3年ぐらい前に、救急車を小梨の方が呼ばれました。今、広域なので、竹原の人がなかなか竹原署にもいません。楠通小梨線から来たのですね、カーナビを見て。上にも下にもおりれない、にっちもさっちもいかないようになってもう一遍引き返したというような事例があるのです。これ今は楠通小梨線を通っても行かれませんか、確実に、緊急車両。この点についてはどういうふうな考えでしょうか。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 委員おっしゃられるように、緊急車両につきましては、この現在の市道の通行というのはできない状況でございます。通常の場合、南方竹原線もしくは2号線ということで、南方竹原線での緊急車両ということが今通れないという状況で、地域の方も大変不安に思われているということで、今後また県の方にも一日も早い復旧をしていただくようお願いさせていただきます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 済みません、最後にさせていただきます。

例えば、河内、入野から来た方が近いと思うのです。竹原から緊急車両が出ても40分、45分かかります。入野から来れば、30分ぐらいで来れるのかなど。その辺の、広域なので連携もとっていただきたいと。小梨地区、高齢化率50%です。お年寄りの方も多いので、是非安心して暮らせるように、県の管理といたしましても竹原市民が住んでいる場所なので、しっかりと一刻も早く復旧ができるように、その辺はよろしく願います。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 高重委員の御指摘につきましては、それぞれ県の役割、市の役割というのがあるかと思いますので、御指摘を受けて、県と十分連携いたしまして、一日も早く仮復旧していただくように要望してまいることと、それから広域連携の指摘についても可能かどうかも含めて調整をしてまいりたいというふうに考えていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（宮原忠行君） ほかにございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 復旧期間が3年ということですね。県の方は現在受注している事業、あれは新規の緊急性のない分については延期して、復旧の方へ全力投球しているというような現状ですが、竹原市の場合はそういうふうな措置をとっているのかどうか。現在、おそらく業者は半数ぐらいになっているだろうと思うのですが、全盛時代からいったら。そういう面では、復旧工事の方が誰が考えてもはるかに優先するわけですが、特に急傾斜のような場所でずれたままになっているところが大半ですね、今はまだ。これから査定して設計して受注するのだろうと思いますが、現在の予定している公共事業の対応はどのようなのか。あるいは、受注しているものについては延期等の処置をとっているのか。その点について伺っておきます。

また、専門業者、今土木、建築関係が何社いるのかわからないのですが、県の方はこういう災害の場合、どこの地区はどの業者がポンプならポンプを搬入するというようなことの協定ですね、しっかりしたものがあって、今回も県は竹原市のほぼ一定の従業員を抱えている業者は早い段階で指定しております、県道とか国道の仕事に着手しているというものもあるのですが、竹原市の場合はそういうふうな土木協会があるのだろうと思いますが、そういう点の日ごろの、年度年度でやっているのかどうかかわからないが、協定のようなものはあるのですか。

例えば、楠通もポンプが故障して、全然活動しなかったという、当初私は県のポンプ場だといって聞いたのですが、たまたま市の職員が見回りに来ておまして、これどこのポンプかと言ったら、市のだと言って。要するに、ごみなんか詰まって使用不能になったんよね。管理者は誰かといってもよくわからないのよ。こういう場合はポンプが非常に活動するわけですから、補助ポンプを楠通の方の業者が搬入して補助を、1台では絶対間に合わないから、やるとか。やっぱり、管理者が常時ついていないと。ポンプはもうあれだけのごみが出てくるわけだから、活動しないようになるわけよね。指定管理者は誰かというてもわからないのよ。指定管理者というのは自覚を持って、大雨の折にはポンプ場についてももらうような体制を組まないと、毛木なんか保手濱建設の20センチぐらいのポンプを、口径の、2台でやって、それからアヲハタの明神の、あそこも補助ポンプを使って、これはブドウ畑が全部つかりますからね。そういう体制は組んでいるのかどうか。その点について伺っておきます。

委員長（宮原忠行君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず、1点目の今回の災害によりまして建設業者の今発注して

いる業者の中止という取組という御質問ですが、県におきましては、委員言われますように、全ての公共事業を中止して災害復旧に取り組むということで対応をしております。また、市内の建設業者さん、今回の7月豪雨では、その発生直後から23社の業者、市内全てとっていいほどの業者さんの協力体制をいただいて、崩土の撤去をしていただいております。

また、協定のところは、総務課の方で協定を結ばせていただいておりますが、今回ということで協力体制というか協力はしていただいて、この災害で大きな力になっております。

また、ポンプについてでございますが、竹原市内かなりのポンプを保有しております。楠通のポンプでございますが、今回予想を超える雨量で、そのポンプ場に集まったごみ、それが多量であったということで、その排除ができないことによってポンプの能力が低下したということでございますが、これにつきましては日ごろから維持管理に努めるようにしていきたいということで、こちらについては明神、ほかには大きな明神南というようなところもございますが、そういうところについてはある程度管理をいただいているのですが、全てのポンプ場がそうした形で管理人を置いている状況でなく、自動装置とかそういうところで賄っているところもございますので、今後はその辺につきましては検討していきたいということで、検討させていただきます。

以上でございます。

委員長（宮原忠行君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 特にポンプは自動が障害のある場合があるのよ。だから、管理者というのはついていないと、そのための管理だから。平生ポンプを動かしたりしてその機械をよく把握してもらっていないと、間違いなしにごみが来るわけよ。だから、明神なんか私も1時間も2時間もどのような対応するのかと思って見ていたら、業者が来て、あそこも女性の方が管理しているのだが、それはずっとポンプを触っているからポンプには詳しいのよ。それから、修理する折もずっと立ち会いしておられる。やっぱりそういう使命感を持ってポンプ場というのはやらないと。

今回の柏なんかどうい理由でか知らないが、2メートルぐらいの発泡スチロールがあそこ見ただけで五、六十はあるのではないかな。あれも業者が上げられないからユニック持ってきて1個ずつつり上げていたが、たまたま私に電話かかって、現場へ行ったのだが、何の工事で使ったのかよくわからないのだが、地元によったら手抜きではないのかと

というような人もいるし、工法的にああいうものが要ったから使ったのかわからないが。ここらも今後のためにはなるので、やっぱりよく確認してね。特にポンプは自動で回ればいいというわけではないのよ。ごみが詰まったら給水しないのだから、効力がなくなるのだから。だから、管理者が24時間ついてもらえるぐらいのものでやらないと。今の楠通が典型的なんだ。あれ40センチぐらいの口径か。あれで全開していたら、あの水も大分助かったのではないかと思うのだが。管理者もよくわからないというようなことでは、これはもうポンプの価値はないのだから。

駅前は、雨水処理場は700と1,500を入れているのだが、委員会でけんかしながら1,500を入れたのだが、あれ今駅前は一切上がらないようになった、駅前316がの。やっぱりポンプというのはそのぐらいの効果、あれだけの雨が降ったらべちゃべちゃになっていたのだから。私らはもう40年も駅前で商売していたからよくわかっているが。私ら大分高くしていても、水が上がっていた。だから、ポンプというのは、これからこういう集中豪雨のような、この前も言ったように、忠海も降っていない、安芸津も降っていない、竹原だけが集中豪雨よ。そういう状況がこれから続くのだろと思うのだが、今年だけで済んでもらえばいいと思うのだが。

ポンプ場なんかそういう面では生命線だから、ちゃんとした管理を管理規定のようなものをつくって、ポンプを回さないといけない折には常時ついておって、電力でも燃料でもどのようになるかわからない。柏団地は燃料補給しないとイケない。そういう管理委託をする折に、しっかりした内容を決めてやってもらうような体制をこれから組んでもらってくださいよ。そうしないと、せっかくのポンプが、大変批判があったから私も見に行ったのだが、そういうことでした。管理者は誰かと言ったらわからないのよ。若い職員が2人来ていたが、それ以上聞かなかったのだが、大きなポンプ場を私は見に行ってそういう実感が湧きましたね。あそこらはブドウ畑が全部つかうから。あれ助かったのよ。業者が来て、ごみをだっだっだっ拾っていた。要するに、ごみをポンプ場のような自動でごみを取るような機械はどこもないから、今。全部手作業だから。そういう面も今後の課題として、せっかくポンプを据えておいて管理費も払っているのだから、管理は適正にやってもらうということが基本ですから、その点はお願ひしておきます。

以上です。

委員長（宮原忠行君） 特によろしいですか。

委員（宇野武則君） はい。

委員長（宮原忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ごございませんか。

それでは、ないようでございますので、7月災害に関する質疑は以上で終結をいたしたいと思います。

ここで、自由討議を行いたいと思います。

暫時休憩します。

委員外委員，執行部は退出をお願いをいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

委員長（宮原忠行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

そのほか何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（宮原忠行君） ないようですので、第1回はこの程度にとどめ、第2回として9月14日金曜日10時から会議を再開することとし、本日はこれにて閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午前11時21分 閉会